

松戸市立図書館防犯カメラ管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市立図書館（以下「図書館」という。）が設置する防犯カメラの設置及び管理運用等の適正化について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪の予防又は再発防止のために設置するカメラで、映像記録機器及び専用回線により構成する装置をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより録画した映像であって、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第2条第1号に定める個人情報を含むものをいう。
- (3) モニター 防犯カメラにより写された画像を随時表示する機器をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び管理運用は、その趣旨に基づき、必要な範囲内で行うこと。
 - (2) 防犯カメラの設置場所は、市民に周知すること。
- 2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。
- (1) 画像は、犯罪防止等のため必要な場合を除くほか、その目的以外の利用又は提供を行わないこと。
 - (2) 画像は、安全に管理し、正確な内容を保つとともに、個人のプライバシーの保護のため、適切な措置を講ずること。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの適正な管理及び運用を行うため、図書館に防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、図書館長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 防犯カメラの設置に関すること。
- (2) 画像の保存及び取扱いに関すること。
- (3) 捜査機関等からの画像の利用申請に関すること。
- (4) 防犯カメラ及びモニターの操作並びに画像の視聴を行う防犯カメラ取扱職員（以下「取扱職員」という。）の指定及び解除に関すること。

(設置場所)

第5条 防犯カメラの設置場所は、別表に定めるところによる。

2 管理責任者は、図書館の見やすい場所に、あらかじめ防犯カメラを設置している旨並びに管理責任者の氏名及び連絡先を記載した標識（第1号様式）を掲示するものとする。

(稼働時間)

第6条 防犯カメラの稼働時間は、図書館の開館時間内とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(画像の保存期間等)

第7条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して1週間とする。ただし、犯罪防止等のため、特に必要があるときは、その期間を延長することができる。
2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

(画像の提供等の制限)

第8条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像を公開し、又は他に提供してはならない。

- (1) 法令に定めのある場合。
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で、公文書による照会を受けた場合。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産に対する危機を避けるため、緊急かつやむを得ないと認める場合。

(個人情報保護の周知徹底)

第9条 管理責任者は、取扱職員に対し、画像の不正使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。

(画像の検索等)

第10条 管理責任者は、捜査機関等から画像の利用申請があったときは、松戸市立図書館防犯カメラ画像利用申請書(第2号様式)の提出を求めるものとする。

- 2 取扱職員は、管理責任者の指示に基づき、必要と認められる画像を検索し、その結果を管理責任者に報告しなければならない。
- 3 取扱職員は、画像を検索したときは、松戸市立図書館防犯カメラ画像検索簿(第3号様式)にその旨を記録しなければならない。
- 4 取扱職員は、管理責任者の指示に基づかずに画像を検索してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年12月19日から施行する。

別表

設置場所	所在地
図書館本館	松戸市松戸 2,060 番地
子ども読書推進センター	松戸市松戸 2,062 番地
図書館常盤平分館	松戸市常盤平三丁目 30 番地
図書館稔台分館	松戸市稔台七丁目 1 番地の 5
図書館小金原分館	松戸市小金原六丁目 6 番地の 2
図書館矢切分館	松戸市上矢切 299 番地の 1
図書館馬橋分館	松戸市西馬橋蔵元町 177 番地
図書館古ヶ崎分館	松戸市古ヶ崎四丁目 3,490 番地
図書館五香分館	松戸市五香二丁目 35 番地の 5
図書館小金分館	松戸市小金きよしヶ丘三丁目 1 番地の 1
図書館明分館	松戸市上本郷 3,018 番地の 1
図書館六実分館	松戸市六高台三丁目 71 番地
図書館新松戸分館 (「こどものとしょかん」を含む。)	松戸市新松戸三丁目 27 番地
図書館馬橋東分館	松戸市馬橋 1,854 番地の 3
図書館小金北分館	松戸市中金杉二丁目 159 番地の 2
図書館松飛台分館	松戸市松飛台 210 番地の 2
図書館二十世紀が丘分館	松戸市二十世紀が丘中松町 2 番地
図書館八柱分館	松戸市牧の原一丁目 193 番地の 6
図書館八ヶ崎分館	松戸市八ヶ崎五丁目 15 番地の 1
図書館和名ヶ谷分館	松戸市和名ヶ谷 1,360 番地

図書館東松戸地域館は「東松戸複合施設の防犯カメラ運用に関する要綱」による

防犯カメラ作動中

公共施設名 松戸市立図書館

防犯カメラ管理責任者 図書館長

連絡先 047-365-5115

第2号様式（用紙規格 J I S A 4）

松戸市立図書館防犯カメラ画像利用申請書

年 月 日

松戸市立図書館長

(申請者) 住所
機関名等
代表者氏名 印
担当者氏名 印
電話番号

下記のとおり、防犯カメラ画像の利用を申請します。

記

利用目的	<input type="checkbox"/> 犯人検挙のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他（理由 _____）
防犯カメラ 設置場所	
検索画像	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで
特記事項	

第3号様式 (用紙規格 J I S A 4)

松戸市立図書館防犯カメラ画像検索簿

年 月 日

検索指示者	職制名	氏 名
		印
防犯カメラ 取扱職員	職制名	氏 名
		印 印
検索指示年月日		年 月 日
検索目的	<input type="checkbox"/> 犯罪の捜査 <input type="checkbox"/> その他 (理由)	
検索日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
防犯カメラ設置場所		
検索画像	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
検索結果	<input type="checkbox"/> 検索画像 在 (内容) <input type="checkbox"/> 検索画像 不在 <input type="checkbox"/> その他	
特記事項		